

## 森ノ宮医療大学 学生懲戒規程

平成19年4月1日制定

平成21年4月1日改定

平成28年9月20日改定

令和元年12月17日改定

令和2年12月22日改定

### (目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学学則（以下「学則」という。）第48条に定める懲戒について、適正と公正を図るために必要な事項を定める。

### (懲戒の内容)

第2条 学則第48条第2項に定める懲戒の種類の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪することをいい、この処分を受けた者は、再入学を認めない
- (2) 停学 登校停止を命じ、自宅で謹慎させることをいう
- (3) 訓告 書面をもって戒めることをいう

### (停学の種類及び内容)

第3条 前条第2号の停学は、次のとおりとする。

- (1) 停学は、無期停学及び有期停学とする
- (2) 停学期間は、在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、3か月未満の場合は、修業年限に含めることができる
- (3) 教授会は、無期停学処分を受けた学生について、教授会の判断に基づき、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、学長に対し、その処分の解除を申請することができる
- (4) 学長は、処分解除の申請を受けたときは、教授会の議を経て、無期停学の解除を決定する

### (懲戒処分の対応)

第4条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為が発生した場合は、学生懲罰検討委員会を開催する。

- 2 学生懲罰委員会は原則として、学長を委員長とし、副学長（学生担当）、学部長、当該学科長、学生支援委員長、学生支援室長及びその他学長が認めた者を構成員とする。
- 3 学生懲罰委員会は事態を把握するために調査委員会を設置することができる。調査委員会の構成員は学長が指名する。

### (処分案の作成及び当該学生の弁明)

第5条 学生懲罰委員会は、当該学生から事情を聴取すること等により処分の事由を合理的に特定し、処分案を作成するとともに、事前に当該学生に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒処分の決定)

第6条 懲戒処分は、学生懲罰委員会にて発議し、学長がこれを行う。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第7条 大学事務局は、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。また、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

(停学期間中の授業料等)

第8条 停学処分を受けた学生は、学則第45条に基づき停学期間中の授業料その他の学納金を納入しなければならない。

(停学者の報告義務)

第9条 停学処分を受けた学生は、対策チームに対して、定期的に、文書による生活状況報告を行うものとする。

(停学処分中の学籍異動)

第10条 停学処分中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

(懲戒処分の通知)

第11条 懲戒処分の通知は、当該学生又は保証人に対して、文書によりこれを行い、処分の効力は、当該学生がこの通知を受領した日に発生する。

(懲戒処分と自主退学)

第12条 懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(自宅謹慎)

第13条 学長は、懲戒処分決定前に当該学生に対し自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学期間に通算するものとする。

(懲戒処分の公示)

第14条 懲戒処分の内容は原則、学長名をもって学内に公示を行う。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成28年9月20日から施行する。
- 4 この規程は令和元年12月17日から施行する。
- 5 この規程は令和2年12月22日から施行する。